

平成16年11月1日(月)

競争力WG第5回会合

資料1

競争政策の今日的課題

公正取引委員会事務総局
経済取引局調整課企画官
兼内閣府事務官(企画官)
真 洵 博

競争力強化・経済活性化と競争政策

競争政策は、基本的に、国内の各市場・各産業における事業者の創意工夫を促し、事業者間の競争を促進するためのもの。



各事業者による自主性の発揮・効率性の向上・競争力の強化、それらを通じた当該産業の活性化と国際競争力の強化に資すると考えられる。経済全体の国際競争力の強化と直接的な関係があるか？

競争政策とは(1)

事業者間の公正かつ自由な競争を促進するための政策の総称

公正・自由な競争を妨げる要因

事業者間のカルテル（入札談合）、
参入妨害、競争を制限することとなる
合併、不当表示など

独占禁止法等の執行により除去
法的な規制や政府の行為
規制改革の役割

競争政策とは(2)

競争政策の多義性

広義では規制改革も含まれる。

狭義では、独占禁止法の運用のみを指すことがある(別名:独占禁止政策)

いずれにせよ、規制改革によって事業者の自主的な活動の余地(競争の余地)が拡大(独占禁止法の適用の余地の拡大)するという意味で、両者は密接な関係。

独占禁止法の執行力の強化

- 1 累次にわたる独占禁止法の強化改正
罰金刑の上限、課徴金の引上げ（H3～H4、H14）
適用除外制度の廃止・縮減（H11）
差止請求制度の導入（H12）
補完法たる下請法と景品表示法の強化改正（H15）
- 2 執行体制の整備
公取委の組織・人員の拡充
- 3 積極的な法運用
IT・公益事業分野や知的財産に関連した違反行為
の摘発

規制改革の推進(1)

1 特に、日米構造問題協議（H1～H2）以降、政府全体として規制改革に積極的な取り組み。

2 規制改革の推進体制

規制改革委員会、総合規制改革会議、規制改革・民間開放推進会議などを設置し、3か年計画（閣議決定）を策定。

具体的な制度改正は、各事業所管省庁が担当。

規制改革の推進(2)

- 3 規制改革の大きな流れとしては、事前規制から事後規制へ。
- 4 経済的規制については、ある程度成果のある規制改革が実現。社会的規制（医療、福祉、介護、労働、教育など）については、あまり進捗が見られないという評価もある。

(参考) 規制改革関連の公取委の取組み

- 1 規制改革に係る政策提言
研究会を開催し、報告書を取りまとめ
- 2 公益事業分野(電気通信、電力、ガス)における規制改革後の公正な競争の確保
事業所管省庁と共同でガイドラインを策定
- 3 規制分野における競争実態の調査
- 4 独占禁止法の適用除外制度の廃止・縮減

他の政策との関係(競争政策の限界?)

1 中小企業政策

円滑な構造転換の阻害、資源の効率的な配分の障害とならないか

2 知的財産政策

知的財産権の排他性・独占性をどこまで許容するか

他の政策との関係(2)

3 産業政策

産業振興と競争促進を一つの組織が同時に担うことに矛盾はないか

4 医療・福祉政策、労働政策など

国民の生命・健康の維持・増進、安全の確保等のための規制が必要最小限のものとなっているか

5 通商政策

比較優位に基づいた分業の障害(国内産業の保護)になっていないか

競争政策の抱える課題(1)

政策に内在する課題

市場の縮小を前提とした競争政策の在り方。

企業活動のグローバル化に対応した競争政策の国際的な調和。

各産業に関する専門的知見の蓄積。

競争政策の抱える課題(2)

政策実行上の課題

「政策」としてのプライオリティが低い。

政府内で統一した推進主体の不在。

規制(特に事後規制)のルールの明確化。

社会的規制の競争促進的な改革の実現。